

地域包括支援センターだより



〈問い合わせ〉地域包括支援センター
(役場 健康推進課内) TEL (62) 8222

あわてん坊予防

高齢期になると二つも三つもと一度に用事を済ませることが難しくなり、気ばかり急いてしまいます。その中で起きるのが、うっかり「今」を忘れてしまうこと。「今」を忘れるということは例えば、物を取りに行こうとして、その物と思うばかり、現在の自分の体勢を忘れ、足がもつれ転倒したり、買い物を済ませ、車の鍵と駐車位置を思うがあまり、買い物したものを持つのを忘れてたりと、ちょっと先のことを優先した結果、思わぬ結果となり『年を取ったなあ』と落ち込んだりするものです。

また、意外にあわてん坊な出来事は、一人で対応している時に多く見られます。うっかりを思い出し、「急ぐ」と「危険」は「今」を大事にすることで防げそうですね。

まだまだ寒い早春、用事を一気に済ませようとはせずに、「今」を重んじ、あわてん坊を予防し、「年を取ったなあ～」と落ち込む出来事を減らしましょう。



南阿蘇村商工会

■事業所の方へ（業務改善助成金のご案内） 〈中小企業最低賃金引き上げ支援対策費補助金〉

◆業務改善助成金とは

事業場内で使用する労働者の中で最も低い時間給（時間換算額）が800円未満で、かつその時間給を40円以上引き上げた場合、労働能率の増進に資する設備・器具の導入などの業務改善に要した経費が助成されます。

◆支給の要件

①賃金引き上げ計画の策定

事業場内で最も低い時間給（時間換算額）を40円以上上げる計画

②業務改善計画の策定

就業規則の改正や労働能率の増進に資する設備の導入等業務改善に要する経費が10万円以上の計画を労働者の意見を聞いて策定

右記計画を申請し、交付決定後に

③40円以上引き上げ最低賃金規定の作成

④右記③に基づく賃金引き上げと支払いの実施

⑤業務改善の実施

計画に基づき業務改善を実施し、10万円以上の支払いを行うこと

◆支給額

右記⑤に要した費用の2分の1。ただし、常時使用する労働者の数が、企業全体で30人以下の事業場にあつては4分の3の助成（上限100万円）

《業務改善助成金に関する問い合わせ》

熊本労働局労働基準部賃金室

TEL 096 (355) 3202